

令和4年度

図書館要覧

日高市立図書館

目 次

1	日高市立図書館の概要	1
1-1	沿 革	
1-2	施 設	
2	令和3年度図書館運営計画	6
2-1	基本方針	
2-2	重点施策	
2-3	令和4年度予算（当初予算）	
2-4	令和4年度事業計画	
3	図書館資料	9
3-1	蔵書数（雑誌は除く）	
3-2	雑 誌	
3-3	新 聞	
3-4	その他	
4	令和3年度図書館利用状況	12
4-1	貸出冊数及び貸出者数	
4-2	月別貸出状況	
4-3	曜日別及び一日平均貸出状況	
4-4	登録者数・利用者数	
4-5	予約・リクエスト受付件数	
4-6	相互貸借冊数	
4-7	レファレンス件数	
4-8	コピー件数・枚数	
4-9	図書館サービス指標（個人）	
4-10	広域利用状況（埼玉県西部地域まちづくり協議会）	
4-11	広域利用状況（川越都市圏）	
4-12	貸出ベスト	
5	令和3年度図書館行事	20
6	視聴覚ライブラリー利用状況	23
6-1	教材・機材の保有数（令和3年度末）	
6-2	利用状況（令和3年度）	
7	条例・施行規則	24

1 日高市立図書館の概要

- (1) 名 称 日高市立図書館
(2) 所 在 地 〒350-1231 埼玉県日高市大字鹿山370番地20
JR高麗川駅から徒歩7分
電話 042(985)5121 FAX 042(984)1081
E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp
(3) 市の面積 47.48km²
(4) 人 口 54,791人 (令和4年4月1日現在)
男 27,222人 女 27,569人
(5) 世帯数 24,458世帯
(6) ホームページ <https://lib-hidaka.saitama.jp/>

1-1 沿革

昭和57年	4月	日高町立図書館開館(土曜日のみ開館)
昭和58年	4月	図書館専任職員1人配置
	5月	開館日を火・木・土曜日に変更
昭和59年	6月	移動図書館を庁用ライトバンで運行開始 移動図書館駐車場 10か所
昭和60年	5月	開館日を火・木・土・日曜日に変更
	7月	移動図書館車を購入「かわせみ号」と命名 移動図書館駐車場 21か所
昭和61年	4月	職員1人増員 専任職員2人で図書館運営
	5月	開館日を火～日曜日に変更
	7月	移動図書館駐車場 31か所
昭和62年	5月	配本連絡車開始 町内公民館及び地域文庫に定期配本 巡回
	9月	新館の設計開始
昭和63年	3月	新館の設計終了
	4月	専任館長1人 職員2人増員
	8月	新館建設工事着工
平成 元年	4月	係長1人 職員1人増員 計7人
	5月	新館完成
	8月	新館開館(12日) 生涯学習センター式典及び記念事業

			(旧図書館は分室)
			図書館電算システム導入
平成	2年	4月	移動図書館駐車場 22か所
			視聴覚ライブラリーの貸出業務を図書館で開始
		12月	国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入
平成	3年	4月	利用者端末機設置
		5月	職員1人増員 計8人
		10月	市制施行
平成	4年	3月	分室廃止 施行規則改正
		4月	視聴覚ライブラリー業務が図書館に移管
		6月	対面朗読サービスの開始
平成	5年	3月	リサイクル図書コーナーの設置
		5月	洋書コーナーの設置
		10月	移動図書館車の更新
平成	6年	2月	漫画コーナーの設置
		4月	職員1人増員 計9人
			飯能市との広域利用(試行)の開始
		10月	楽譜コーナーの設置
平成	7年	4月	職員1人増員 計10人
		10月	図書館電算システムの更新
平成	9年	7月	川越都市圏内(川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町及び越生町)公立図書館の相互利用の開始
平成	10年	4月	職員1人減員 計9人
平成	11年	4月	個人貸出の館外利用を5冊以内から10冊以内に変更
		10月	早稲田大学所沢図書館が地域開放 (所沢・狭山・入間・飯能・日高の5市民へ)
			移動図書館駐車場 11か所(1か所減)
平成	12年	3月	「布の絵本」の貸出し開始
		4月	市史編さん業務が図書館に移管
			埼玉女子短期大学図書館が日高市民に開放
		6月	日高市立図書館での市刊行物(市史)の販売開始
		10月	図書館電算システムの更新
平成	13年	4月	職員1人減員 計8人
			国民の祝日の臨時開館開始(日曜日と重なる日のみ)
		9月	図書館ホームページ開設
平成	14年	4月	係長1人増員 職員1人減員 計8人

		移動図書館駐車場 10か所 (1か所減)
	7月	インターネット閲覧専用端末2台設置
	12月	開館時間延長の開始 (試行) (毎週水曜日のみ、午後6時まで)
平成15年	4月	職員1人増員 計9人 職員の勤務時間一部変更 (開館時間延長の当番は1時間時差出勤) 移動図書館駐車場 9か所 (1か所減) ブックスタートの開始 (保健相談センターの4か月児健康診査時)
平成16年	4月	開館時間の一部変更 (水曜日は午前9時から午後6時まで) 移動図書館駐車場 11か所 (2か所増)
	10月	飯能市日高市図書館広域利用協定の締結
平成17年	10月	図書館電算システムの更新
平成18年	4月	移動図書館駐車場 9か所 (2か所減)
	11月	開館時間の変更 (試行) (10日) (火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで)
平成19年	4月	職員1人減員 計8人 開館時間の変更 (火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで)
		移動図書館駐車場 8か所 (1か所減)
	9月	移動図書館の運行廃止
	10月	インターネットによる貸出予約及び蔵書検索開始
	11月	城西大学水田記念図書館と相互協力の締結
平成20年	4月	職員1人減員 計7人
平成22年	4月	読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰受賞
	10月	図書館電算システムの更新
平成25年	7月	モバイルサイトを開設 携帯電話からの資料検索可能
	11月	DVDの貸出開始
平成27年	10月	図書館サポート事業 (雑誌スポンサー制度) 開始 埼玉教育ふれあい賞受賞
平成28年	1月	読書手帳の配布を開始
	2月	図書館ホームページの更新

	4月	職員1人減員 計6人
	7月	武蔵高萩駅自由通路に「えきとしよ」を設置
平成29年	2月	図書館電算システムの更新
	3月	外壁等改修事業により、外壁をはじめトイレの改修及びエレベータの入替、ウッドデッキ(167.81㎡)及びすべり台を新設 ESCO事業により、施設全体の照明をLED化 軽トラックを架装した移動図書館車を購入
	4月	図書館サービスの拡大 ・開館日 休館日(毎月最終月曜日、年末年始、特別整理期間及び臨時休館)を除き開館 ・開館時間 午前9時から午後7時まで ・貸出場所 電話又はインターネットによる予約本の受取場所として各公民館を追加 ・返却場所 各公民館及び武蔵高萩駅返却ポストを追加 ・貸出限度冊数 1人当たり15冊(5冊増) ・本の貸出延長手続 次に予約がある本を除き、電話及びインターネットを追加 ・移動図書館車による、予約本の配送及び返却本の回収開始 窓口等業務委託開始 窓口等業務受託者による書籍消毒機の導入 職員3人減員 計3人
	7月	移動図書館車による貸出開始(1か所)
平成31年	2月	移動図書館車の貸出場所を4か所に増設
	4月	埼玉県西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)加入に伴い、5市(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市)の公立図書館による相互利用の開始
令和元年	7月	移動図書館車の団体貸出場所を5か所に増加
令和2年	3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(3月3日(火)から5月31日(日)まで)
	4月	川越都市圏内まちづくり協議会脱退に伴い、川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・毛呂山町及び越生町と公の施設の相互利用に関する協定を締結し、図書館相互利用を継続 窓口等業務委託の更新 貸出限度冊数を1人当たり20冊に変更(5冊増)

	5月	臨時休館中、臨時窓口設置により予約資料の受け渡しのみ実施（5月22日(金)から5月31日(日)までの9～17時）
	6月	図書館再開（対策としてサービスを限定して開館：滞在時間30分制限、開館時間を午前9時から午後5時までに短縮等）
	7月	制限の緩和（滞在時間120分制限に延長、開館時間を通常の午前9時から午後7時までとする等）
	8月	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により図書除菌機(6冊用)を購入（9月末納品設置）
令和3年	1月	緊急事態宣言発出に伴い、滞在時間を120分から60分に短縮、視聴覚ブースの利用休止
	2月	移動図書館車の貸出場所を2か所追加、計6か所
	3月	緊急事態宣言解除に伴い、滞在時間を60分から120分に緩和、視聴覚ブースの一部利用再開
	4月	文化体育館「ひだかアリーナ」に「くりくりとしょ」を設置
	5月	セカンドブック事業の開始（市内小学校1年生対象）

1-2 施設

複合施設	図書館・教育センター・保健相談センター (総称「日高市生涯学習センター」)
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	9,351.48㎡
延床面積	3,923.89㎡（図書館専有部分 1,780.45㎡）
1階	図書室 [一般書コーナー、郷土・参考図書コーナー、 視聴覚・新聞雑誌コーナー、児童コーナー] 事務室、対面朗読・録音室、コンピュータ室、 BM作業室、BM車庫 (ウッドデッキ167.81㎡及び駐輪場67.10㎡除く)
2階	書庫、視聴覚室、会議室、研修室、学習スペース（6席）

2 令和4年度図書館運営計画

2-1 基本方針

日高市立図書館では、日高市教育行政重点施策に基づき、日高市が進めている生涯学習を市民が生きがいとして見出し、いきいきとした生活が営める、生涯にわたる自主的な学習要求に応え、「本との出会い、人との出会い」を目標に心豊かに市民の生活・文化が向上するための中心施設として図書館活動を行う。

2-2 重点施策

(1) 図書館資料の整備・充実

- ① 一般図書・児童図書の計画的収集
- ② 配本用図書の充実
- ③ 参考図書・郷土資料の整備充実
- ④ 視聴覚資料の整備充実
- ⑤ 「布の絵本」の製作及び貸出

(2) 図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の利用の促進
- ② 図書館行事の充実
- ③ 障がい者サービスの推進
- ④ 図書リサイクルの実施
- ⑤ インターネットによる情報収集機会の提供

(3) 図書館サービス網の充実

- ① 県立図書館、近隣公共図書館との連携
- ② 公民館、学校図書館との連携
- ③ 病院、院内学級との連携
- ④ 埼玉県西部地域まちづくり協議会の5市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市）での図書館広域利用の推進
- ⑤ 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町と、公の施設の相互利用に関する協定による図書館広域利用の推進

2-3 令和4年度予算（当初予算）

(1) 一般会計予算に占める割合 [単位 千円]

一般会計	教育費	社会教育費	図書館費	
			図書館費	資料費
18,790,000	2,019,676	397,836	85,516	10,362
100%	10.75%	2.12%	0.46%	0.06%

(2) 図書館費内訳 [単位 千円]

目	節	予算額	備 考
図書館費	報酬	97	需用費における資料費内訳 ・一般書 4,800 ・児童書 2,250 ・雑誌その他 2,632 ・視聴覚資料 680 窓口業務委託料等 電算システム等借上料
	報償費	240	
	旅費	11	
	需用費	11,743	
	役務費	645	
	委託料	67,170	
	使用料及び 賃借料	5,550	
	負担金、補助 及び交付金	53	
	公課費	7	
合 計		85,516	

※人件費、施設管理費は含みません。

2-4 令和4年度事業計画

月	事業内容	月	事業内容
4	図書館映画会「金曜シネマ」(4/15) 映画会「ホリデーシネマ」(4/17) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(4/17) 親子で楽しむ読み聞かせ会 (子育て総合支援センター「ぬくぬく」)(4/19)	10	一般向け文化講座「風景印の世界～埼玉の風景印を訪ねて」(10/1) 映画会「ホリデーシネマ」(10/16) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(10/16) 図書館映画会「金曜シネマ」(10/21) 藪内正幸 原画展(10/27～11/12)
5	図書館映画会「金曜シネマ」(5/20) ビブリオトーク会(5/22) 一般向け講座「セカンドライフの確認事項～第2の人生を賢く過ごすための知恵」(5/29)	11	図書館サービスのアンケート(11/7～11/27) 企画展おはなし会「どうぶつがいっぱい」(11/6) 企画展講演会「好きこそものの上手なれ～稀代の動物画家 藪内正幸」(11/13) 図書館映画会「金曜シネマ」(11/18) ビブリオトーク会(11/20) ブックカバーフェア(11/29～2/5)
6	図書館映画会「金曜シネマ」(6/17) 映画会「ホリデーシネマ」(6/19) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(6/19)	12	図書館映画会「金曜シネマ」(12/16) ビブリオバトル2022 冬の陣(12/18) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(12/18) きっず★シネマ(12/24) 「うたとピアノのクリスマスコンサート」(12/25) 年末謝恩企画「福引大会」(12/28) 先着100名
7	一般向け文化講座「昭和から激しく変化してきた漢字－ハカセと振り返る半世紀の漢字体験」(7/2) 図書館映画会「金曜シネマ」(7/15) ビブリオトーク会(7/17) 「調べる広場」(7/23～8/31) きっず★シネマ(7/24)	1	「本の貸出し福袋」(1/4～1/29) 図書館映画会「金曜シネマ」(1/20) ビブリオトーク会(1/22) 一般向け講座「図書館で落語会」(1/22)
8	おばけといっしょに！夏休みクイズラリー(8/1～8/28) ビブリオバトル2022 夏の陣(8/7) かがくあそび「とことこあるく」(8/8) 映画会「終戦記念シネマ」(8/11) 図書館映画会「金曜シネマ」(8/19) 東工大Science Technoの理系脳を育てる工作教室(8/21) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(8/21) ちょっぴりこわいおはなし会(8/24) こわ～いおはなし会(8/24)	2	図書館映画会「金曜シネマ」(2/17) 映画会「ホリデーシネマ」(2/19) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(2/19)
9	一般向け文化講座「日高の植物・植生から埼玉の自然を探る」(9/11) 図書館映画会「金曜シネマ」(9/16) 映画会「ホリデーヤングシネマ」(9/23) ビブリオトーク会(9/25) 企画展「絵本の中の動物たち」(9/27～11/27)	3	ビブリオバトル～大人の陣～(3/3) 図書館まつり(3/5) 大人のためのおはなし会(3/7) 一般向け講座「野菜作りのコツと裏ワザ」(3/16) 図書館映画会「金曜シネマ」(3/17) きっず★シネマ(3/25) ビブリオトーク会(3/26)

- おはなしポケット・・・・・・・・・・毎週水曜日、毎月第1土曜日
- 新着図書案内・・・・・・・・・・図書館展示及びホームページへの掲載（随時）
- 配 本・・・・・・・・・・公民館図書室等への配本（随時）
- 一般展示・・・・・・・・・・各種文学賞、時事テーマ等（随時）
- テーマ展示・・・・・・・・・・話題の事柄や季節、行事にちなんだ本の展示（随時）
- 学校訪問（おはなし会、ブックトーク）・・市内各小学校、中学校、院内学級へ
- 録音図書作成・・・・・・・・・・視覚障がい者向け録音図書の作成
- おすすめ本リスト発行・・・・・・・・夏・冬の年2回、小学生向けリスト発行・配布
- 職場体験受入・・・・・・・・・・中学生、高校生、大学生の受入
- 図書館見学受入・・・・・・・・・・小学生の受入

3 図書館資料

3-1 蔵書数（雑誌は除く）

		令和2年度末 蔵書数	令和3年度		令和3年度末 蔵書数
			受入数	除籍数	
一般書	一般図書	119,678	3,150	135	122,693
	参考図書	4,614	54	1	4,667
	郷土資料	6,614	107	0	6,721
	合計	130,906	3,311	136	134,081
児童書	児童図書	55,599	1,350	116	56,833
	紙芝居	1,629	15	0	1,644
	布の絵本	137	0	0	137
	パネルシアター	77	0	0	77
	エプロンシアター	30	0	0	30
	合計	57,472	1,365	116	58,721
図書合計		188,378	4,676	252	192,802
AV資料	カセット	384	1	0	385
	CD	6,460	51	2	6,509
	LD	390	0	0	390
	ビデオ	595	0	0	595
	DVD	424	57	3	478
	合計	8,253	109	5	8,357
総合計		196,631	4,785	257	201,159

[分類別蔵書構成比]

	一般書	児童書
0 総記	3.79%	0.93%
1 哲学	2.34%	0.58%
2 歴史	6.62%	3.31%
3 社会科学	9.65%	3.98%
4 自然科学	5.98%	9.70%
5 工業	6.53%	2.87%
6 産業	2.36%	1.50%
7 芸術	6.24%	3.80%
8 言語	1.07%	0.78%
9 文学	29.18%	5.01%
参考図書	3.48%	—
郷土資料	5.01%	—
絵本	—	34.33%
紙芝居	—	2.80%
その他	17.75%	30.00%

3-2 雑誌

(1) 購入雑誌

(令和4年4月1日現在)

No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存
1	ア AERA	1	41	小説現代	3	81	ミ ミュージックマガジン	3
2	イ ENGLISH JOURNAL	3	42	小説新潮	3	82	みんなの図書館	永
3	ウ ウィズ(w i t h)	3	43	新潮	3	83	メ メンズノンノ	3
4	潮	3	44	ス S T O R Y	3	84	モ MOE	永
5	美しいキモノ	3	45	すばる	3	85	ヤ やさい畑	3
6	エ 栄養と料理	3	46	スポーツ・グラフィック・ナンバー	3	86	山と溪谷	3
7	S F マガジン	3	47	SUMAI no SEKKEI	3	87	ユ ゆうゆう	3
8	NHK すてきにハンドメイド	3	48	相撲	3	88	ユリイカ	3
9	NHK きょうの健康	3	49	セ 世界	3	89	リ 陸上競技	3
10	NHK きょうの料理	3	50	ソ So-en 装苑	3	90	旅行読売	3
11	NHK 趣味の園芸	3	51	壮快	3	91	レ 歴史街道	3
12	園芸ガイド	3	52	タ T I M E ・アジア版	1	92	レコード芸術	3
13	オ オール讀物	3	53	短歌	3			
14	オレンジページ	3	54	チ 中央公論	3			
15	音楽の友	3	55	ツ つり人	3			
16	カ 会社四季報	3	56	テ テアトロ	3			
17	キ キネマ旬報	3	57	鉄道ジャーナル	3			
18	ク 暮らしの手帖	3	58	テニスマガジン	3			
19	クロワッサン	3	59	天文ガイド	3			
20	群像	3	60	ニ 日経サイエンス	3			
21	ケ 芸術新潮	3	61	日経パソコン	3			
22	コ 航空ファン	3	62	日本カメラ	3			
23	こどもとしょかん	3	63	日本児童文学	3			
24	ゴルフダイジェスト	永	64	ニュートン	3			
25	碁ワールド	3	65	ノ non・no	3			
26	サ サッカーマガジンZONE	3	66	ハ 俳句	3			
27	サライ	3	67	バスケットボール	3			
28	サンデー毎日	3	68	バレーボール	3			
29	シ J T B時刻表	1	69	ヒ B E - P A L	3	93	カ かがくのとも	永
30	CDジャーナル	3	70	ひよこクラブ	3	94	コ 子供の科学	永
31	CG(カ・グラフィック)	3	71	フ 福祉	3	95	こどものとも	永
32	じゃらん	3	72	婦人公論	3	96	こどものとも年少版	永
33	週刊朝日	1	73	婦人之友	3	97	こどものとも年中向き	永
34	週刊エコノミスト	1	74	武道	3	98	こどものとも012	永
35	週刊金曜日	1	75	プレジデント	3	99	タ たくさんのふしぎ	永
36	週刊新潮	1	76	文學界	3	100	チ ちいさながくのとも	永
37	週刊東洋経済	1	77	文藝	3	101	テ テルミ	永
38	週刊文春	1	78	文藝春秋	3			
39	ジュリスト	3	79	ホ Voice	3			
40	将棋世界	3	80	本の雑誌	3			

(2) 寄贈雑誌 (登録しているもの)

No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日	No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日
1	ESSE	3	2019.1～	24	飯能ペン	永	第5号:1996～2012
2	家の光	3	2019.1～	〈スポンサー雑誌〉			
3	俳句界	3	2019.1～2019.12	25	&home	3	2019.10～
4	MAMOR	3	2019.1～	26	田舎暮らしの本	3	2019.1～
5	食品と暮らしの安全	3	2019.1～	27	男の隠れ家	3	2019.1～
6	健康365	3	2019.1～	28	おとなの週末	3	2019.1～
7	with Pets	3	2019.1～	29	かぞくのじかん	3	2019.冬～
8	ちゃぐりん	3	2019.1～	30	からだにいいこと	3	2019.1～2020.10
9	皇室	3	2015.春～	31	コットンフレンド	3	2019.春～
10	宇宙のとびら	3	2020.秋～	32	CYCLE SPORTS	3	2019.4～
〈郷土資料雑誌〉				33	サンキュ!	3	2019.1～
11	文芸ひだか	永	1号:1988.2.29～	34	散歩の達人	3	2019.1～
12	日高路	永	194号1982.5.1～600号2016.3	35	GQ JAPAN	3	2019.6～
13	ひわだの	永	191号:1984.12.31～	36	自家用車	3	2019.1～
14	高麗峠	永	35号1974.9.1～81号2011.11	37	ダ・ヴィンチ	3	2019.1～
15	かわせみ	永	9号1997.3.31～17号2011.2	38	dancyu(ダンチュウ)	3	2019.1～
16	文芸埼玉	永	13号:1975.3.31～	39	日経おとなのOFF	3	2019.1～2019.6
17	文芸川越	永	18号:1998.10.1～	40	日経ソフトウェア	3	2019.1～
18	文芸はんのう	永	1号:1981.2.25～	41	日経ヘルス	3	2020.12～
19	武蔵野ペン	永	31号:1982.12.1～	42	日経マネー	3	2019.1～
20	文芸さやま	永	創刊号:1997.3.1～	43	News week日本版	1	2021.1～
21	波奈美都樹 (ハナミズキ)	永	No.13:1999.3.25～	44	Plus 1 living	3	2019.Spring～2019.Summer
22	響 (ヒビキ)	永	2007.11～	45	mono (モノ・マガジン)	3	2019.1～
23	文藝おごせ	永	2009.3～	46	ランナーズ	3	2019.1～

3-3 新聞

(1) 購入新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	ア 朝日新聞※	永	1944.1～1955.12	9	日経産業新聞	2	—
			1982.4～	10	日経流通新聞	2	—
2	サ 埼玉新聞※	永	1980.7～	11	日本経済新聞※	永	1988.1～12
3	産経新聞	2	—				1990.6～
4	シ Japan Times	2	—	12	フ 文化新聞	永	1981.1～1982.12
5	週刊読書人	永	1997.10.3～				1984.1～
6	ス スポーツニッポン	2	—	13	マ 毎日小学生新聞	2	—
7	ト 東京新聞	2	—	14	毎日新聞※	永	1987.4～
8	ニ 日刊工業新聞	2	—	15	ヨ 読売新聞※	永	1987.4～

※縮小版にて永久保存

(2) 寄贈新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	コ 公明新聞	2	—	3	シ しんぶん赤旗	2	—
2	国民民主プレス	2	—				

3-4 その他

- | | | |
|----------|---------|--------------|
| 1 官報 | 3 厚生福祉 | 5 さいたま県議会だより |
| 2 彩の国だより | 4 広報ひだか | 6 日高市議会だより |

4 令和3年度図書館利用状況

4-1 貸出冊数及び貸出者数

(1) 全館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
2	217,697	204,939	128,005	60,477	16,457	12,758	50,530
3	292,553	275,674	171,514	85,384	18,776	16,879	69,866

※A V資料にはLDの館内視聴利用数を含む。 ※団体を含む。

(2) 内訳

ア 図書館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)	開館 日数
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料		
2	211,941	199,209	126,805	56,005	16,399	12,732	49,805	283
3	286,630	269,763	170,049	81,028	18,686	16,867	68,947	342

イ 団体貸出

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
2	5,756	5,730	1,200	4,472	58	26	725
3	5,923	5,911	1,465	4,356	90	12	919

4-2 月別貸出状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
貸出冊数	22,836	23,848	23,198	27,120	28,334	26,565	
貸出者数(延)	5,655	5,742	5,865	6,177	6,507	6,161	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出冊数	25,659	22,973	23,108	24,412	19,741	24,759	292,553
貸出者数(延)	6,138	5,724	5,463	5,818	4,667	5,949	69,866

4-3 曜日別及び一日平均貸出状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日	一日平均
冊数	677	780	804	663	685	1,194	1,132	885

4-4 登録者数・利用者数

(1) 登録者数(個人・団体)

※令和4年4月1日現在

年度	児童 0~12歳	学生 13~18歳	一般 19歳~	合計	団体
2	3,048	3,290	48,123	54,461	154
3	2,933	3,347	49,116	55,396	155

(2) 地区別個人登録・利用者数

※令和4年4月1日現在

地区	児童	学生	一般	合計
高麗	185	38	896	1,119
	396	404	11,129	11,929
高麗川	477	102	1,702	2,281
	1,136	1,351	18,305	20,792
高萩	447	85	1,029	1,561
	1,290	1,421	12,509	15,220
市外 (飯能市含む)	53	29	620	702
	111	171	7,173	7,455
合計	1,162	254	4,247	5,663
	2,933	3,347	49,116	55,396

※上段：利用者数 下段：登録者数

※ 利用者数……年度中に一度以上貸し出した者の数

(3) 年齢別登録者数 (個人)

※令和4年4月1日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	180	1,229	858	804	1,062	
女	188	1,336	784	901	1,055	
計	368	2,565	1,642	1,705	2,117	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合 計
男	2,269	4,314	4,701	2,171	6,762	24,350
女	2,504	5,402	7,063	3,904	7,909	31,046
計	4,773	9,716	11,764	6,075	14,671	55,396

※個人：市内・飯能・広域

(4) 年齢別利用者数 (個人)

※令和4年4月1日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	106	399	59	38	37	
女	123	534	91	66	103	
計	229	933	150	104	140	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合 計
男	56	154	260	212	916	2,237
女	125	461	629	336	958	3,426
計	181	615	889	548	1,874	5,663

※個人：市内・飯能・広域

4-5 予約・リクエスト受付件数

一般書	児童書	AV資料	合計
20,500	2,237	1,145	23,882

(内訳)

窓口	インターネット	電話	合計
6,192	16,962	728	23,882

4-6 相互貸借冊数

	合計冊数	貸借先内訳		
		県内図書館	国会図書館	他県図書館
貸出	1,082	1,077	0	5
借用	2,007	1,994	4	9

4-7 レファレンス件数

口頭	電話	文書	合計
4,147	1,111	0	5,258

4-8 コピー件数・枚数

件数	枚数
346	1,269

4-9 図書館サービス指標（個人）

令和4年4月1日現在

(1) 登録率（市内登録者数÷人口×100）

$$47,941 \text{ 人} \div 54,791 \text{ 人} \times 100 \div 87.50\%$$

(2) 人口1人当たりの貸出点数（貸出点数÷人口）

※貸出点数はAV資料や雑誌を含む。

[貸出密度] $292,553 \text{ 点} \div 54,791 \text{ 人} \div 5.34 \text{ 点}$

(3) 登録者1人当たりの貸出点数（貸出点数÷登録者数）

[実質貸出密度] $292,553 \text{ 点} \div 55,396 \text{ 人} \div 5.28 \text{ 点}$

(4) 蔵書回転率（貸出点数÷蔵書点数）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$292,553 \text{ 点} \div 211,762 \text{ 点} \div 1.38 \text{ 回}$$

(5) 人口1人当たりの蔵書点数（蔵書点数÷人口）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$211,762 \text{ 点} \div 54,791 \text{ 人} \div 3.86 \text{ 点}$$

(6) 人口1人当たりの資料費（資料費÷人口）

$$10,362,000 \text{ 円} \div 54,791 \text{ 人} \div 189.12 \text{ 円}$$

4-10 広域利用状況(埼玉県西部地域まちづくり協議会)

(新規登録者数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図		8	51	26	17	102
所沢図	11		18	159	105	293
飯能図	236	123		72	340	771
狭山図	18	59	14		73	164
入間図	13	183	71	237		504
計	278	373	154	494	535	1,834

(延べ利用者数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図		89	5,871	524	603	7,087
所沢図	156		882	9,078	6,238	16,354
飯能図	8,248	927		1,269	5,840	16,284
狭山図	683	7,337	767		9,271	18,058
入間図	220	11,739	6,321	10,515		28,795
計	9,307	20,092	13,841	21,386	21,952	86,578

(貸出冊数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(点)
日高図 図書		245	21,137	1,381	1,644	24,407
AV		75	1,716	609	352	2,752
所沢図 図書	169		1,608	26,044	15,507	43,328
AV	159		110	1,755	1,430	3,454
飯能図 図書	32,103	4,462		6,901	25,775	69,241
AV	954	78		203	688	1,923
狭山図 図書	1,615	15,809	1,562		23,492	42,478
AV	218	479	93		766	1,556
入間図 図書	488	39,871	19,279	35,396		95,034
AV	201	2,524	774	4,753		8,252
計 図書	34,375	60,387	43,586	69,722	66,418	274,488
AV	1,532	3,156	2,693	7,320	3,236	17,937

4-1-1 広域利用状況（川越都市圏）

（新規登録者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図		22	19	25	0	24	4	94
川越図	40		68	183	30	4	1	326
坂戸図	10	48		201	6	23	7	295
鶴ヶ島図	60	161	146		2	21	0	390
川島図	0	34	3	2		0	0	39
毛呂山図	21	14	27	13	1		16	92
越生図	4	5	2	2	1	17		31
計	135	284	265	426	40	89	28	1,267

（利用者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図		835	1,331	643	3	332	72	3,216
川越図	1,192		2,747	9,485	787	272	21	14,504
坂戸図	229	1,871		6,003	145	393	60	8,701
鶴ヶ島図	4,501	14,659	16,314		191	446	212	36,323
川島図	0	588	89	31		1	0	709
毛呂山図	1,498	649	3,157	852	33		2,456	8,645
越生図	111	36	166	112	5	451		881
計	7,531	18,638	23,804	17,126	1,164	1,895	2,821	72,979

（貸出冊数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(冊)
日高図		3,760	4,052	2,033	10	1,495	272	11,622
川越図	3,319		6,882	25,667	1,763	1,008	33	38,672
坂戸図	767	6,187		17,150	516	1,251	238	26,109
鶴ヶ島図	15,765	57,630	56,397		853	1,737	707	133,089
川島図	0	3,970	369	158		9	0	4,506
毛呂山図	8,364	2,726	15,723	3,675	107		10,137	40,732
越生図	766	152	465	496	13	2,449		4,341
計	28,981	74,425	83,888	49,179	3,262	7,949	11,387	259,071

4-12 貸出ベスト

(1) 一般書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	希望の糸	東野 圭吾	4	87
2	小説8050	林 真理子	3	63
3	推し、燃ゆ	宇佐見 りん	3	55
4	クスノキの番人 (THE CAMPHORWOOD CUSTODIAN)	東野 圭吾	2	52
5	心淋し川	西條 奈加	2	50
6	お探し物は図書室まで	青山 美智子	2	48
	きたきた捕物帖	宮部 みゆき	3	48
	沈黙のパレード ([ガリレオ] [9])	東野 圭吾	2	48
9	少年と犬	馳 星周	2	47
	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	2	47

(2) 児童書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	11ぴきのねこ	馬場 のぼる	13	109
2	からすのパンやさん (2版)	かこ さとし	7	107
3	11ぴきのねこ ふくろのなか	馬場 のぼる	9	102
4	からすのてんぷらやさん (かこさとしおはなしのほん 13)	かこ さとし	6	100
5	からすのそばやさん (かこさとしおはなしのほん 14)	かこ さとし	6	96
6	11ぴきのねことへんなねこ	馬場 のぼる	7	89
7	おばけのてんぷら	せな けいこ	8	86
8	からすのおかしやさん (かこさとしおはなしのほん 11)	かこ さとし	6	82
9	コッケモーモー!	ジュリエット・ダラス= コンテ	10	78
10	11ぴきのねこどろんこ	馬場 のぼる	5	76

※団体貸出は含まない。

5 令和3年度図書館行事

(1) おはなし会及び映画会

4月	おはなしポケット	5回	39人	金曜シネマ	1回	46人
5月	おはなしポケット	4回	45人	金曜シネマ	1回	22人
6月	おはなしポケット	6回	58人	金曜シネマ	1回	47人
				ホリデーシネマ	1回	16人
7月	おはなしポケット	4回	47人	金曜シネマ	1回	41人
				きつず★シネマ	1回	52人
8月	おはなしポケット	4回	49人	終戦記念シネマ	1回	44人
				金曜シネマ	1回	44人
9月	おはなしポケット	6回	93人	金曜シネマ	1回	40人
				ホリデーヤングシネマ	1回	18人
10月	おはなしポケット	5回	55人	金曜シネマ	1回	51人
				ホリデーシネマ	1回	26人
11月	おはなしポケット	4回	60人	企画展関連映画会	1回	33人
12月	おはなしポケット	5回	79人	金曜シネマ	1回	43人
				きつず★シネマ	1回	34人
1月	おはなしポケット	4回	67人	金曜シネマ	1回	48人
2月	おはなしポケット		中止	金曜シネマ	1回	41人
3月	おはなしポケット	2回	33人	金曜シネマ	1回	36人
				きつず★シネマ	1回	52人
合計	おはなしポケット	49回	625人	映画会	19回	734人

(2) その他の行事

月	内 容	参加人数
4月	発達障がいの「気づき」と「可能性」映画上映と座談会 子育て総合支援センター「ぬくぬく」おはなし会	15人 24人
4, 6, 8, 10, 12, 2月	図書館あそびのひろば ※2月は中止	延べ224人
4月～3月	ビブリオトーク会（6回）	延べ 43人
5月	一般向け講座「『鬼滅の暗号』と日本古代史」	32人
6月	一般向け文化講座「『方言漢字』の聖地・埼玉 身近な文字の方言を考える」	24人
7月	児童向け講座「調べる広場」	7人
7, 11月	連続児童文学講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」（2回）	延べ 22人
8月	かがくあそび（万華鏡をつくろう！） 一般向け講座「今、話題のSDGsを知っていますか？世界が近くなる、 日本社会が見えてくる、そして今私たちができる身近なこと」 こわいおはなし会（小さい子向き・大きい子向き） 絵本、紙芝居、パネルシアター、おはなし等 夏休み児童向け文化講座 東京大学CAST・サイエンスショー 「カラフル！マジカル！～「色」のふしぎを学ぼう～」	延べ 34人 27人 延べ 62人 95人
8, 12, 3月	図書館ビブリオバトル 夏の陣（8月）、冬の陣（12月）、大人の陣（3月）	91人
9月	一般向け文化講座「風呂敷スタイル」	22人
10月	一般向け文化講座「図鑑マニアが語る図鑑の世界」	35人
10, 11月 (企画展関連)	企画展おはなし会「世界一周 おはなしの旅」 企画展関連講演会「世界をめぐる～偕成社の絵本といっしょに」	31人 28人
12月	児童向け図書館なぞ解きイベント「ひゃっか王からの挑戦状」 クリスマス★スペシャルコンサート 歳末謝恩企画 福引大会	24人 54人 100人
1月	新春謝恩企画「本の貸出し福袋」 一般・児童向け講座「絵本から学ぶ 恐竜、地球、わたしたち」 一般向け文化講座「埼玉の狛犬の魅力」	257点貸出 45人 24人
2月	一般向け講座「野菜づくりのコツと裏ワザ」	45人
3月	大人のためのおはなし会 図書館まつり ・図書館で落語会・聴導犬に会いに行こう・あそびのひろば・図書館でくじ引き！ ・大型布芝居と新作「ひだか★マップ」の展示・日高もくせいのおはなし会	34人 447人

○団体サービス事業（35回、4,975人）

- ・ブックトーク（小学校読書指導：3年生）
12クラス 386人 回数5回 職員派遣
- ・おはなし会（絵本、紙芝居、おはなし等）
小学校 149クラス 4,589人 回数30回
職員及びおはなしポケットボランティア派遣

○ボランティア育成事業（88回）

- ・読み聞かせボランティア 絵本の会・・・11回
参加者：初級読み聞かせボランティア講座受講者 10人
内容：定番の絵本を読みあい、絵本について学ぶ
開催日：毎月第3月曜日 午前10時～
- ・図書館おはなしポケットボランティア・・・23回
参加者：おはなしポケットボランティア 16人
内容：読み聞かせ、ストーリーテリングの練習 事業協力等
開催日：第1・3水曜日 午前10時～他随時
- ・布の絵本ボランティア・・・31回
参加者：ポコ・ア・ポコ 8人
内容：貸出用布絵本の製作他
開催日：毎週木曜日 午前10時～
- ・消しゴムはんこボランティア・・・23回
参加者：ぺったんこ工房 7人
内容：読書手帳、年末福引景品作成他
開催日：毎月第2・4水曜日 午前10時～

○企画展示

- 一般 「郷土を知ろう！日高・埼玉 これまで これから」（4月）、「嗚呼、素晴らしき漫画の世界！」（4月～7月）、「未来のためにできること～知っていますか？SDGs～」（7月・8月）、「古き良きモノたち」（9月）、企画展展示「絵本で世界を旅する」（10月・11月）、「蔵出しCD」「日高市市制施行30周年」（12月）、「科学道」（2月・3月）
- 児童 「イースター～春をたのしもう～」（4月）、「スタート！」（4月・5月）、「身の回りのしぜん」（5月）、「とり・鳥・BIRD」（6月・7月）、「かがくあそび」（7月）、「だいすき スポーツ」（7月・8月）、「図書館を使って調べよう！」（7月～9月）、「こわいおはなし」（8月・9月）、「のりもの しゅっぱつ進行！」（9月）、「クリスマス！」（12月）、「いぬがいっぱい」（12月・1月）、「新年 あけましておめでとう」（1月）、「おやつのはじかん」「ねこの本」（2月・3月）
- ヤングアダルト 「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本2020」（4月）、「つくってみよう やってみよう」（5月）、「第16回全国読書マラソン・コメント大賞入選図書」（8月・9月）、「本とCD お楽しみセット」（9月・10月）、「若い世代の作家さんたち」（11月・12月）、「若い人に贈る読書のすすめ2022」（1月・2月）、「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本2021」（3月）
- 一箱本棚 「武蔵台中★一箱本棚」（8月）、「図書館員の★一箱本棚」（8月・9月）、「追悼 池田正孝先生」（10月・11月）、「川越西高★一箱本棚」（12月、1月）、「きんぎょだまの本棚」（2月・3月）

○ヤングアダルトサービス事業

- ・ビブリオバトル
2021夏の陣（高、大学生、一般） 8月 7日（土） 34人
2021冬の陣（高、大学生、一般） 12月18日（土） 38人

○謝恩企画

- ・年末 福引き大会 12月28日（火） 先着100人 三角くじ
- ・年始 本の福袋 1月 4日（火）～31日（月）

○その他

- ・セカンドブック事業（市内小学校1年生対象） 本の引き換え 177件

6 視聴覚ライブラリー利用状況

6-1 教材・機材の保有数（令和3年度末）

(1) 教材

16ミリフィルム							ビデオ	合計
アニメ	交通安全	劇	教育	社会	その他	小計		
68	25	28	44	22	22	209	82	291

(2) 機材

プロジェクター	16ミリ 映写機	スライド 映写機	OHP	スクリーン (布含む)	暗幕
1	3	1	1	2	7

※プロジェクターは平成19年度寄贈。使用は館内のみ。

6-2 利用状況（令和3年度）

(1) 教材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16ミリフィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2

(2) 機材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プロジェクター	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
16ミリ映写機	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4
スライド映写機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OHP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクリーン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暗幕	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
合計	0	2	0	0	0	1	3	0	0	2	1	0	9

7 条例・施行規則

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

昭和 56 年 12 月 18 日条例第 19 号

〔注〕平成 16 年から改正経過を注記した。

改正

昭和 63 年 12 月 13 日条例第 19 号

平成 4 年 3 月 6 日条例第 7 号

平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 28 年 3 月 29 日条例第 28 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、図書館の設置及び管理等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、日高市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館に必要があるときは、分館及び分室を置くことができる。

(名称及び位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日高市立図書館	日高市大字鹿山 370 番地 20

(管理)

第 4 条 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第 5 条 図書館に館長、主事その他必要な職員を置く。

2 図書館に、副館長を置くことができる。

(図書館協議会)

第 6 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 24 年条例 9 号・28 年 28 号〕

第 6 条の 2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民

3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

追加〔平成28年条例28号〕

第6条の3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

追加〔平成28年条例28号〕

(目的外使用許可)

第7条 教育委員会は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用を許可することができる。

(1) 視聴覚室

(2) 会議室

(3) 研修室

(4) 附属設備

2 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

(1) 図書館の管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認められるとき。

(4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

4 教育委員会は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用の制限等)

第8条 前条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

追加〔平成16年条例10号〕

(目的外使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第4項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により使用できないときは、この限りでない。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(原状回復)

第12条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに当該施設等を現状に復さなければならない。第9条の規定により許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成16年条例10号〕

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成16年条例10号〕

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年12月13日条例第19号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成元年教委規則第6号で、同年8月12日から施行)

附 則 (平成4年3月6日条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第10号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

施設等の名称		使用料		備考
視聴覚室		1 時間につき	800 円	
会議室		1 時間につき	300 円	
研修室		1 時間につき	500 円	
附属設備	ピアノ	1 回につき	1,000 円	調律料を除く。
	音響設備	1 回につき	1,000 円	視聴覚室に備付けのものに限る。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 57 年 1 月 21 日教委規則第 2 号

改正

昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号

昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号

平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号

平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号

平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号

平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号

平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号

平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号

平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号

平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号

平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号

平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号

平成 30 年 12 月 28 日教委規則第 2 号

平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 3 号

令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 4 号

令和 4 年 3 月 23 日教委規則第 2 号

令和 4 年 5 月 31 日教委規則第 6 号

令和 4 年 9 月 5 日教委規則第 7 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例（昭和 56 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 日高市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 館内整理日（毎月最終月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）をいう。）

(3) 特別整理期間（毎年 1 回、連続する 9 日以内で館長が定める期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

(目的外使用の時間)

第4条 前条の規定にかかわらず、条例第7条第1項の施設等を同条第2項の許可を受けた者が使用することのできる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

(利用の制限)

第5条 この規則又は館長の指示に従わないものに対して、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(損害の弁償)

第6条 図書館資料又は施設若しくは備品を故意又は過失により亡失し、又は損傷した者は、図書館指定の資料を代納するか、又は相当の代価を弁償しなければならない。

(館内利用)

第7条 館内において、図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で行わなければならない。

(個人貸出し)

第8条 図書の館外利用をすることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者。

(2) 市と公立図書館の相互利用に関する協定を締結している地方公共団体の区域内の住民等で、当該協定により利用できることとされているもの。

(登録の手続等)

第9条 図書の館外利用をしようとする者は、前条に規定する要件を有することを確認できる書類(以下「本人確認書類」という。)を提示するとともに、図書館外利用申込書(様式第1号)により館長に申し込み、館外利用の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、本人確認書類の提示を要しない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録を行うものとし、登録をした者に対し、図書貸出券(様式第2号。以下「貸出券」という。)を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(登録の更洗手続等)

第10条 前条第3項に規定する登録の有効期間の満了の日(以下「登録満了日」という。)以後引き続き図書の館外利用をしようとする者は、貸出券及び本人確認書類を提示するとともに、館長に申し出て、登録の更新を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録の更新を行うものとする。

3 第1項の規定により登録の更新を受けた者は、前条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第3項中「登録の日」とあるのは「次条第1項の規定により登録の更新を受けた日(当該日が同項に規定する登録満了日前にあっては登録満了日の翌日)」と読み替えるものとする。

(変更届出等)

第 11 条 第 9 条第 2 項の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出券を亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、登録者が虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、貸与する等不正な行為をしたときは、一定の期間図書館の館外利用を停止し、又は登録を取り消すことができる。

3 館長は、登録者が登録満了日以後相当期間を経過しても、前条第 1 項の規定による登録の更新を受けないときは、登録を取り消すことができる。

(個人貸出しの貸出手続等)

第 12 条 図書館の館外利用をしようとする者は、図書館に貸出券を添えて提出するものとする。

2 同時に館外利用できる図書は、20 冊以内とし、貸出期間は 15 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 館長は、前項に規定する貸出期間を経過した後、当該図書を返納しない者に対し、一定の期間貸出しを停止し、又はその者の登録を取り消すことができる。

(団体貸出し)

第 13 条 図書館の団体館外利用をすることができる団体は、市内の事業所、機関その他の団体で館長が適当と認めたものとする。

(団体登録の手続等)

第 14 条 図書館の団体館外利用をしようとする団体は、市内に事業所又は事務所を有することを確認できる書類を提示するとともに、団体貸出利用申込書（様式第 3 号）により館長に申し込み、団体館外利用の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、団体登録の可否を決定するとともに、団体登録をした団体に対し、図書貸出券（団体）（様式第 4 号。以下「団体貸出券」という。）を交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、団体貸出しの取扱いについては、第 11 条の規定を準用する。

(団体貸出しの貸出手続等)

第 15 条 同時に館外利用できる図書は、1 団体 50 冊以内とし、貸出期間は 30 日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、団体館外利用の図書の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

(移動図書館)

第 16 条 市内を巡回して図書の貸出し等を行うため、移動図書館を設ける。

(移動図書館の貸出手続等)

第 17 条 同時に利用できる移動図書館の図書は 15 冊以内とし、貸出期間は次の巡回日までとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、移動図書館の図書の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

(館外利用の禁止)

第18条 郷土資料、辞典、貴重図書その他館長が館外利用を不相当と認めたものについては、館外利用を禁止することができる。

(視聴覚資料の貸出し)

第19条 視聴覚資料の利用をすることができる者は、登録を受けた者とする。

2 同時に館外利用できる視聴覚資料は、2点以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、視聴覚資料の貸出手続等については、第12条第1項及び第3項の規定を準用する。

(対面朗読)

第20条 視覚障害者及びその他の障害者で館長が必要と認めた者に対して対面朗読を行う。

2 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日を館長に申し出なければならない。

(視覚障害者用録音テープの貸出し)

第21条 視覚障害者に対する視覚障害者用録音テープ(以下「録音テープ」という。)の館外利用は、郵送によることができる。

2 同時に館外利用できる録音テープは、4巻以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(所掌事務)

第22条 図書館の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 文書の收受、発送及び保管に関すること。

(3) 図書館の予算に関すること。

(4) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) 日高市生涯学習センターの維持管理(他の所管に属する部分を除く。)に関すること。

(6) 図書館協議会に関すること。

(7) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。

(8) 児童資料・一般資料及び基本的参考資料の収集・整理・利用に関すること。

(9) 地域資料(郷土資料・行政資料)の収集・整理・利用に関すること。

(10) 読書案内・読書相談及び調査研究に対する援助に関すること。

(11) 集会行事(おはなし会・講座等)の開催及び展示会に関すること。

(12) 図書館資料の図書館相互貸借に関すること。

(13) 配本に関すること。

(14) 読書の普及・奨励及び関係諸機関との連携に関すること。

(15) 市史編さん資料の保存・活用に関すること。

(16) その他図書館奉仕に関すること。

(職制)

第 23 条 図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、館長以外の職について教育委員会が組織上その職を置く必要がないと認めた場合は、この限りでない。

職	職務
館長	1 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 図書館の事務を円滑かつ効率的に執行するため、所属職員の事務分担を定める。
主査	1 上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 2 館長を補佐するとともに、事務の円滑な執行を推進するため、担当職員を監督する。
主任	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主事その他必要な職	上司の命を受け、事務に従事する。
司書	上司の命を受け、主として図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条第 2 項に定める事務に従事する。
業務員	上司の命を受け、業務に従事する。

第 24 条 前条に定めるもののほか、必要に応じて図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
社会教育主事	上司の命を受け、主として社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に定める職務に従事する。

（寄贈及び寄託）

第 25 条 図書館に図書又は資料（以下「資料」という。）を寄贈あるいは寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、題名、員数及び価格を記入し、館長に申し出るものとする。

2 前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証又は預り証を交付する。

（寄託資料）

第 26 条 寄託を受けた資料は、図書館所蔵のものと同様に取り扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

2 不慮の事故により寄託を受けた資料の損傷又は滅失に対しては、図書館はその補償の責めを負わない。

（図書館協議会）

第 27 条 条例第 6 条の日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 28 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(使用手続)

第 29 条 条例第 7 条第 2 項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日高市立図書館目的外使用許可申請書（様式第 5 号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、条例第 7 条第 2 項の許可をしたときは、日高市立図書館目的外使用許可書（様式第 6 号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免基準)

第 30 条 条例第 11 条の規定による使用料の減免の基準は、日高市公の施設に係る使用料等の減額及び免除の基準に関する規則（令和 4 年規則第 12 号）別表の減免基準のほか、同規則第 3 条第 3 項の規定により定める次の基準による。

区分	基準
公益的な活動又は社会貢献活動を主たる目的とする団体（教育長の認定を受けているものに限る。）が当該活動のために使用するとき	全額免除

2 前項の表左欄の認定に関し必要な事項は、別に定める。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第 1 項の日高市立図書館目的外使用許可申請書を提出する際、当該申請書の特記事項欄にその旨を記載することにより、教育長に減額又は免除の申請をしなければならない。

4 教育長は、前項の減額又は免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、その可否を決定し、日高市立図書館目的外使用許可書に記載することにより、申請者に通知するものとする。

(委任)

第 31 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号）

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 4 項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付された図書貸出券は、改正後の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号）

この規則中第 3 条の改正規定は平成 16 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号）

改正

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
（登録の手續等に関する経過規定）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 10 月 1 日以後に貸出券の交付を受けている者は、改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、改正前の第 8 条第 1 項の規定により貸出券の交付を受けた日から起算して 3 年とする。
- 3 改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 9 月 30 日以前に貸出券の交付を受けている者が館長が定める相当期間内に改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けようとするときは、改正後の第 10 条の規定による登録の更新の手續によることができる。

附 則（平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。
（日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 3 日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「改正後の第 8 条第 1 項」を「改正後の第 9 条第 1 項」に改め、
附則第 3 項中「改正後の第 8 条第 1 項」を「改正後の第 9 条第 1 項」に、「第 8 条の 2」を「第 10 条」に改める。

附 則（平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 28 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 3 号）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 4 号）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第 2 号及び様式第 4 号による図書貸出券は、改正後の様式第 2 号及び様式第 4 号による図書貸出券とみなす。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日教委規則第 2 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 31 日教委規則第 6 号）

改正

令和 4 年 9 月 5 日教委規則第 7 号

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 5 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

フリガナ				登録番号							
氏名							0				
電話	()	年齢	歳	<table border="1"> <tr> <td>館コード</td> <td>地区コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				館コード	地区コード		
館コード	地区コード										
住所	〒			住所コード							
連絡先 (市外居住者)	電話	()			登録年月日						
				年	月						
図書館外利用申込書（一般）				日高市立図書館							

フリガナ				登録番号							
なまえ							0				
でんわ	()	ねんれい	さい	<table border="1"> <tr> <td>館コード</td> <td>地区コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				館コード	地区コード		
館コード	地区コード										
じゅうしょ	〒			住所コード							
ほごしゃの なまえ				登録年月日							
				年	月						
図書館外りようもうしこみしょ（じどう）				ひだかしりつとしょかん							

様式第2号（第9条関係）

（表）

<h2 style="margin: 0;">図書貸出券</h2>	日高市立図書館
<div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 30px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>	

（裏）

- 資料をかりるときは、この券をおもちください。
- この券を他人にかしたり、ゆすったりしてはいけません。
- この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。
- 3年おきに、住所、氏名などを確認します。
- この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121

様式第3号（第14条関係）

フリガナ		登録番号	
団体名			0
所在地		住所コード	
電話	()	館コード	地域コード
代表者氏名		登録年月日	
		年	月
代表者氏名		電話	()
団体貸出利用申込書		日高市立図書館	

様式第4号（第14条関係）

（表）

図書貸出券（団体）	日高市立図書館
<div style="border: 1px solid black; height: 25px; margin: 10px auto; width: 250px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin: 10px auto; width: 250px;"></div>	

（裏）

○資料をかりるときは、この券をおもちください。

○この券を他人にかしたり、ゆすったりしてはいけません。

○この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。

○この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121

様式第5号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可申請書

年 月 日

（あて先）日高市教育委員会教育長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり日高市立図書館の使用の許可を受けたいので、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第7条第2項の規定により申請します。

使 用 日	年 月 日（ 曜日）			使用人員 人
使 用 目 的				
使用団体名	責任者 住 所 氏 名 電話番号			
使 用 施 設	視聴覚室	会議室	研修室	
使 用 時 間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
附 属 設 備	有・無	内容 <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 音響設備		
特 記 事 項				

様式第6号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可書

年 月 日

様

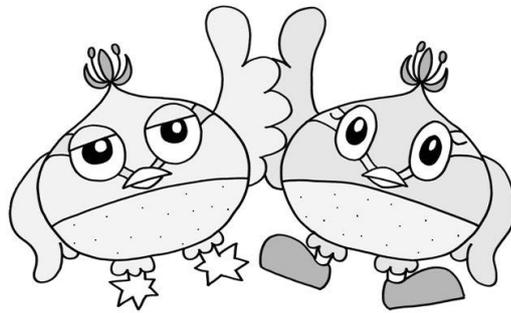
日高市教育委員会教育長

印

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用日	年 月 日（ 曜日）			使用人員
使用目的				人
使用団体名	責任者 住所 氏 名 電話番号			
使用施設	視聴覚室	会議室	研修室	
使用時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
附属設備				
備考				

- 注1 使用料は還付できませんのでご注意ください。
 2 使用する当日にこの許可書をご持参ください。



「日高市マスコットキャラクター くりっかー・くりっぴー」

日高市立図書館要覧
令和4年度

発行 令和5年1月
発行者 日高市立図書館
〒350-1231
埼玉県日高市大字鹿山370番地20
電話 042 (985) 5121
FAX 042 (984) 1081
E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp